

## 私立幼稚園預かり保育推進費補助金交付要綱

(平成17年9月28日決裁)

改正 平成19年4月1日決裁

改正 平成21年12月18日決裁

改正 平成26年6月16日決裁

改正 平成27年6月22日決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、幼児教育を希望する就労家庭への幼稚園入園を推進するため、私立幼稚園が預かり保育を実施する経費に対する私立幼稚園預かり保育推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立幼稚園 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による認可を受けて、本市の区域内に設置する幼稚園をいう。

(2) 預かり保育 私立幼稚園において、当該私立幼稚園に在園する幼児を保護者の希望により預かるもので、次のアからウまでに掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 正規の教育時間の開始前又は終了後において、1日につき2時間以上保育を開園日の半分以上の日数において実施すること（以下「平日の預かり」という。）。

イ 長期休業日（当該私立幼稚園の園則における夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日をいう。以下同じ。）において、1日2時間以上の保育を10日以上実施すること（以下「長期休業日預かり」という。）。

ウ 休業日（長期休業日を除く。）において、1日2時間以上の保育を年間19日以上実施すること（以下「休業日預かり」という。）。

### (補助金の交付)

第3条 補助金は、石川県私立幼稚園預かり保育推進費補助金交付要綱（平成10年6月26日石川県知事決裁。以下「県要綱」という。）に規定する補助金の交付対象となった預かり保育を実施する私立幼稚園の設置者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、預かり保育を担当する教職員等に対して支給する当該預かり保育に係る手当又は雇用契約に基づく賃金で、県要綱の補助対象となった経費とする。ただし、平日の預かりにおいて、4時間を超える部分の当該経費を除く。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1に相当する額（当該経費に充てるために保護者から徴収した負担金等がこの額を超える場合は、その超える額を補助対象経費の4分の1に相当する額から控除した額）とし、その額は、別表の左欄に掲げる預かり保

育の区分に応じ、同表の右欄に定める額を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める補助金交付申請書に市税滞納状況調査承諾書（別記様式）を添えて、県要綱の規定により補助金の交付決定を受けた日から1箇月を経過する日又は預かり保育を実施した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに申請しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成19年4月1日決裁）

この要綱は、平成19年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成21年12月18日決裁）

この要綱は、平成21年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成26年6月16日決裁）

この要綱は、平成26年度分からの補助金について適用する。

附 則（平成27年6月22日決裁）

この要綱は、平成27年度分からの補助金について適用する。

別表（第5条関係）

預かり保育の区分	補助限度額（年間）
平日の預かり	31万円
長期休業日預かり	13万円
休業日預かり	

備考 長期休業日預かりと休業日預かりの両方を実施した場合における補助金の限度額は、13万円とする。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）金沢市長

市税滞納状況調査承諾書

年度私立幼稚園預かり保育推進費補助金交付要綱に基づく補助金の申請に係る市税滞納状況を市長が調査することに同意します。

所 在 地  
法 人 名  
代表者名

印